







tは、法第四条第二項の規定の例により算定した数値 A及びBは、それぞれ前条第三号のA及びBに同じ。B/Aの数値が○・七未満のときは、その数値は○・七とする。

### (純トン数の数値を算定する場合の係数)

**第三十八条** 法第六条第二項第一号の国土交通省令で定める係数は、次の算式により算定した数値とする。

$$(0 \cdot 2 + 0 \cdot 02 \times g_{10}^{10} V) \times (4d/3D)$$

この場合において、

Vは、貨物積載場所の合計容積を立方メートルで表した数値から当該貨物積載場所に含まれる除外場所の合計容積を立方メートルで表した数値を控除して得た数値 Dは、船の長さの中央における型深さをメートルで表した数値 dは、船の長さの中央における型深さの下端から基準喫水線までの垂直距離(基準喫水線が定められていない船舶にあつては、型深さの七十五パーセント)をメートルで表した数値

(4d/3D)<sup>2</sup>の数値が一を超えるときは、その数値は一とする。

(基準喫水線)

**第三十九条** 法第三条第四項の国土交通省令で定める喫水線は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める喫水線とする。

一 満載喫水線規則の適用を受ける船舶(次号に掲げるものを除く) 夏期満載喫水線又は海水満載喫水線

二 船舶区画規程(昭和二十七年運輸省令第十九号)第二編第一節の適用を受ける旅客船(船舶安全法第八条に規定する旅客船をいう) 区画満載喫水線のうち最大喫水における喫水線

**三** 前二号に掲げる船舶以外の船舶であつて、船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第十四号)第十二条第一項の規定により航行上の条件として喫水を指定された船舶 当該喫水に対応する喫水線

**第四十一条** 貨物積載場所の合計容積の算定に当つては、貨物積載場所についてそれらの容積を算定し、これらを合算するものとする。

**(貨物積載場所の合計容積の算定方法)**

**第四十二条** 貨物積載場所の容積の算定に当つては、第二十五条及び第二十六条を準用する。

この場合において、第二十五条第一項及び第二十六条中「上部構造物」とあるのは「貨物積載場所」と、第二十五条中「部分構造物」とあるのは「部分積載場所」と読み替えるものとする。

**(貨物積載場所の容積の算定方法)**

**第四十三条** 横断面の面積は、当該横断面の上端及び下端における幅に一を、当該横断面の高さの中央における幅に四をそれぞれ乗じて得た値を合算し、これに当該横断面の高さの六分の一を乗じて算定するものとする。

最下層の甲板(甲板一層を備える船舶においては、当該甲板。以下同じ)下の貨物積載場所の分長点における横断面の面積の算定については、前項の規定にかかわらず、第十三条から第十五条までの規定を準用する。この場合において、第十三条第一項中「船体主部」とあるのは「貨物積載場所」と、第十三条第一項及び第十五条第二項中「両船側」とあるのは「貨物積載場所の両側壁」と、「上甲板」とあるのは「最下層の甲板」と読み替えるものとする。

**(貨物積載場所の容積の算定方法の特例)**

このたつては、第四条第一項及び第四十条から第十二条までの規定による算定方法と同等以上の精度を得ることができると認める算定方法によることができる。

**第四十四条** 貨物積載場所の容積の算定に当つては、第四条第一項の規定にかかる限り、国土交通大臣がこれらの規定による算定方法と同等以上の精度を得ることができると認められる算定方法によることができる。

**(純トン数を算定するための数値)**

**第四十五条** 法第六条第二項第二号の国土交通省令で定めるところにより算定した数値は、次の算式により算定した数値とする。

$$1 \cdot 25 \times ((T+10,000)/10,000) \times (N_1 + (N_2/10))$$

この場合において、  
Tは、国際総トン数の乗組員の手回品  
N<sub>1</sub>は、定員八人以下の旅客室に係る旅客定員の数  
N<sub>2</sub>は、旅客定員の総数からN<sub>1</sub>を控除して得た数  
(純トン数の数値の算定について特例を定めることができる軽微な変更)

**第四十六条** 法第六条第二項第二号の国土交通省令で定めるところにより算定した数値は、次の算式により算定した数値とする。

$$1 \cdot 25 \times ((T+10,000)/10,000) \times (V_D \times (1/1,000) \times v)$$

この場合において、  
V<sub>D</sub>は、満載状態における船舶の排水容積(立方メートル)  
vは、海水の密度(キログラム毎立方メートル)  
V<sub>D</sub>×(1/1,000)×vは、海水の密度(キログラム毎立方メートル)

**第五十一条** 人、貨物又は第四十九条各号に掲げる物を積載しないものとした場合(以下この条において「軽荷状態」という。)の船舶の排水量は、次の算式により算定するものとする。

$$V_D \times (1/1,000) \times v$$

**第四十七条** 法第六条第三項の国土交通省令で定める軽微な変更とは、当該変更によつて閉鎖場所、貨物積載場所又は除外場所の容積に変更を生じないものとする。

**(純トン数の数値の算定についての特例)**

**第四十八条** 前条に規定する軽微な変更により純トン数の数値が減少することとなる船舶(巡査船合計容積の算定に当たつては、上部構造物にお

ける貨物積載場所に含まれる除外場所についてそのと/or)のとれる。それらの容積を算定し、これらを合算するものとする。

**第四十九条** 法第七条第二項の国土交通省令で定める物は、次に掲げる物とする。

**(載貨重量トン数)**

**第四節** 載貨重量トン数

載貨重量トン数を算定する場合に積載しない物

一 燃料

二 潤滑油

三 パラスト水

四 消耗貯藏品

五 タンク内の清水及びボイラ水

六 旅客及び乗組員の手回品

**(満載排水量)**

**第五十条** 比重一・〇二五の水面において基準喫水線に至るまで人又は物を積載するものとした場合(以下この条において「満載状態」という。)の船舶の排水量は、次の算式により算定するものとする。

$$V_D \times (1/1,000) \times v$$

者運送その他の特殊な運送において多数の無寝床旅客を輸送する旅客船を除く。の純トン数の数値は、法第八条の規定により国際トン数証書又は国際トン数確認書が最初に交付された日(書換えを受けた日)から起算して一年を経過する日までの間は、当該変更前の基準喫水線の位置又は旅客定員の数を用いて法第六条第二項及び第三十八条から第四十六条までの規定により算定するものとする。

## (排水容積の算定方法)

**第五十二条** 排水容積の算定に当たつては、船体の型排水容積、付加物の排水容積及び金属製外板を有する船舶にあつては外板の排水容積をそれぞれ算定し、これらを合算するものとする。

**2** 船体の型排水容積の算定に当たつては、船体主部及び船体付加部についてそれぞれの型排水容積を算定し、これらを合算するものとする。  
(船体主部の型排水容積の算定方法)

**第五十三条** 船体主部の型排水容積の算定方法については、第十一条から第十五条第一項までの規定を準用する。この場合において、第十一条中「容積」とあるのは「型排水容積」と、第十一条、第十三条第二項及び第十四条中「横断面」とあるのは「喫水線下の横断面」と、第十一条第一項中「両船側における上甲板の下面を結んだ線」とあるのは「喫水線」と読み替えるものとする。

**第五十四条** 船体付加部の型排水容積の算定方法については、第十六条及び第十七条の規定を準用する。この場合において、第十六条中「容積」とあるのは「型排水容積」と、「横断面」とあるのは「喫水線下の横断面」と、第十七条中「船体付加部」とあるのは「喫水線下の船体付加部」と読み替えるものとする。

**2** 喫水線下の横断面の面積の算定方法については、第十三条から第十五条第一項までの規定を準用する。この場合において、第十三条第一項中「船体付加部」と、第十三条第一項中「両船側における上甲板の下面を結んだ線」とあるのは「喫水線」と、第十三条第一項中「船体付加部」とあるのは「船体付加部」とする。

**第五十五条** 付加物の排水容積の算定方法については、第十六条の規定を準用する。この場合において、同条中「船体付加部」とあるのは「付加物」と、「容積」とあるのは「排水容積」と、「横断面」とあるのは「喫水線下の横断面」と読み替えるものとする。

**2** 喫水線下の横断面の面積の算定方法については、第二十一条から第二十三条までの規定を準用する。この場合において、第二十一条中「付加物」とあるのは「喫水線下の付加物」と、第二十二条及び第二十三条中「横断面」とあるの

は「喫水線下の横断面」と読み替えるものとする。

## (外板の排水容積の算定方法)

**第五十六条** 外板の排水容積は、船体主部及び船体付加部についてそれぞれの外板の浸水面積を算定し、これらを合算したものとする。

**2** 船体主部の外板の浸水面積は、基線上において別表第一の上欄に掲げる垂線間長の区分に応じ、後部垂線からの距離が同表の下欄に定める距離となる位置における喫水線下のガース長さ(船体横断面上において外板の内面に沿つて測った距離をいう。次項において同じ)に当該位置に係る同表の下欄に定める係数をそのまま乗じて得た値を合算し、これに垂線間長の三十分の一を乗じて算定するものとする。

**2** 船体付加部の外板の浸水面積は、基線上において別表第三の上欄に掲げる長さ(当該喫水線下の船体付加部の前端から後端までの距離をいふ。)の区分に応じ、同表の下欄に定める等分数により当該長さを等分した位置及び前後両端の位置に設けられた各分長点における喫水線下のガース長さに、後端から数えて偶数番目に当たる分長点における喫水線下のガース長さについては四を、前後両端を除き奇数番目に当たる分長点における喫水線下のガース長さについては二を、前後両端の分長点における喫水線下のガース長さについては一をそれぞれ乗じて得た値を合算し、これに分長点間隔の三分の一を乗じて算定するものとする。

**第五十七条** 船体主部の外板の浸水面積は、基線上において別表第一の上欄に掲げる垂線間長の区分に応じ、後部垂線からの距離が同表の下欄に定める距離となる位置における喫水線下のガース長さ(船体横断面上において外板の内面に沿つて測った距離をいう。次項において同じ)に当該位置に係る同表の下欄に定める係数をそのまま乗じて得た値を合算し、これに垂線間長の三十分の一を乗じて算定するものとする。

表第五第二号に掲げる海事事務所及び内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するものをいう。以下同じ。)の長(以下「地方運輸局長等」という。)に提出しなければならない。

**2** 前項の申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。  
一 一般配置図  
二 中央横断面図  
三 鋼材配置図  
四 船体線図  
五 上部構造図

**2** 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、国际総トン数又は純トン数の変更以外の変更に係る書換えの場合にあっては、第一号に掲げる書類とする。

**2** 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 現に有する国际トン数証書  
二 一般配置図  
三 中央横断面図  
四 当該変更に係る部分の構造及び配置を示す図面

**2** 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、国际総トン数又は純トン数の変更以外の変更に係る書換えの場合にあっては、第一号に掲げる書類とする。

**2** 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 現に有する国际トン数証書  
二 一般配置図  
三 中央横断面図  
四 当該変更に係る部分の構造及び配置を示す図面

(国际トン数証書の書換えの申請等)

**第六十二条** 法第八条第三項の規定により国际トン数証書の書換え(以下単に「書換え」といふ。)を受けようとする船舶所有者は、第二号様式による国际トン数証書書換え申請書を当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局等(記載場所の変更が国际総トン数又は純トン数の変更以外の変更であるときは、当該船舶の船籍港を管轄する地方運輸局長等)に提出しなければならない。

**2** 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、国际総トン数又は純トン数の変更以外の変更に係る書換えの場合にあっては、第一号に掲げる書類とする。

**2** 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 現に有する国际トン数証書  
二 一般配置図  
三 中央横断面図  
四 当該変更に係る部分の構造及び配置を示す図面

**2** 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 現に有する国际トン数証書  
二 一般配置図  
三 中央横断面図  
四 当該変更に係る部分の構造及び配置を示す図面

**2** 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 現に有する国际トン数証書  
二 一般配置図  
三 中央横断面図  
四 当該変更に係る部分の構造及び配置を示す図面

(海上運送法第三十八条の二の確認を受けた者に係る交付の申請等の特例)

**第六十三条** 第六十条及び第六十四条の規定は、国际総トン数又は純トン数の変更に係る書換えの申請の場合について準用する。この場合において、第六十条及び第六十一条第一項中「交付」とあるのは、「国际総トン数又は純トン数の変更に係る書換え」と読み替えるものとする。

**2** 船舶測度官は、前項の国際総トン数の測度を行ふ場合において、船舶法(明治三十二年法律第四十六号)及びこれに基づく命令の規定により法第五条に規定する総トン数の測度又は改測(これらに相当する処分を含む。)を受けた船舶については、当該総トン数及び純トン数の測度を行ふ場合においては、当該総トン数証書及び国際トン数証書及び国際総トン数計算書を作成せらるものとする。

**2** 船舶測度官は、前項の国際総トン数の測度を行ふ場合において、船舶法(明治三十二年法律第四十六号)及びこれに基づく命令の規定により法第五条に規定する総トン数の測度又は改測(これらに相当する処分を含む。)を受けた船舶については、当該総トン数及び純トン数の測度を行ふ場合においては、当該総トン数証書及び国際トン数証書及び国際総トン数計算書を作成せらるものとする。

**2** 船舶測度官は、前項の国際総トン数の測度を行ふ場合において、船舶法(明治三十二年法律第四十六号)及びこれに基づく命令の規定により法第五条に規定する総トン数の測度又は改測(これらに相当する処分を含む。)を受けた船舶については、当該総トン数及び純トン数の測度を行ふ場合においては、当該総トン数証書及び国際トン数証書及び国際総トン数計算書を作成せらるものとする。

**2** 船舶測度官は、前項の国際総トン数の測度を行ふ場合において、船舶法(明治三十二年法律第四十六号)及びこれに基づく命令の規定により法第五条に規定する総トン数の測度又は改測(これらに相当する処分を含む。)を受けた船舶については、当該総トン数及び純トン数の測度を行ふ場合においては、当該総トン数証書及び国際トン数証書及び国際総トン数計算書を作成せらるものとする。

(国际トン数証書の再交付)

**第六十五条** 法第八条第五項の規定により国际トン数証書の再交付を受けようとする船舶所有者は、第四号様式による国际トン数証書再交付申請書を当該船舶の船籍港を管轄する地方運輸局等に提出しなければならない。

**2** 船舶測度官は、第四号様式による国际トン数証書再交付申請書を当該船舶の船籍港を管轄する地方運輸局等に提出しなければならない。

**2** 船舶測度官は、第四号様式による国际トン数証書再交付申請書を当該船舶の船籍港を管轄する地方運輸局等に提出しなければならない。

**2** 船舶測度官は、第四号様式による国际トン数証書再交付申請書を当該船舶の船籍港を管轄する地方運輸局等に提出しなければならない。

**2** 船舶測度官は、第四号様式による国际トン数証書再交付申請書を当該船舶の船籍港を管轄する地方運輸局等に提出しなければならない。

2 地方運輸局長等は、法第八条第五項の規定による申請が正当であると認めるときは、国際トン数証書をその者に再交付するものとする。 (国際トン数証書の返還)
第六十六条 法第八条第六項の規定により国際トン数証書を返還するときは、当該船舶の船籍港を管轄する地方運輸局長等に対して行うものとする。
(国際トン数証書を返還することができない場合の届出)
第六十七条 法第八条第六項ただし書の規定により国際トン数証書を返還することができない旨の届出をしようとする船舶所有者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該船舶の船籍港を管轄する地方運輸局長等に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
二 船名、船舶番号、船籍港及び国際トン数証書の番号
三 国際トン数証書を返還することができない理由 (行政区画の名称等の変更)
第六十七条の二 行政区画又は土地の名称の変更があつたときは、国際トン数証書に記載した行政区画又は土地の名称は、変更後の行政区画又は土地の名称に変更されたものとみなす。 (国際トン数確認書)

3 前項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を第七号様式による手数料納付書に貼つて納付しなければならない。 二に定める額とする。
2 外国において日本の領事官に対し国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付、書換え又は再交付を申請しようとする際の手数料は、前二項の規定にかかわらず、手数料納付書に外国貨幣換算率(予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)第一百四十四条の規定に基づき財務大臣が定める外国貨幣換算率をいう。)により換算した邦貨額が別表第八に定める額に相当する額の当該領事館所在国の通貨を添えて納付しなければならない。この場合において、当該領事館所在国の通貨の最低単位に満たない端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。
1 (第四章 雜則) (貨物積載場所の標示)
第七十二条 国際航海に從事する日本船舶の船舶所有者は、当該船舶の貨物積載場所ごとの最も見やすい位置に、次に掲げる基準に適合する(C)の文字を恒久的な方法で標示しなければならない。 縦十センチメートル以上の大ささであること。
二 色が識別しやすいこと。

第六十八条 第五十九条から前条までの規定は、国際トン数確認書について準用する。この場合において、第五十九条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項及び第二項並びに第六十一条から前条までの規定中「国際トン数証書」と読み替えるものとする。 (国際トン数証書及び国際トン数確認書の様式)
第六十九条 国際トン数証書及び国際トン数確認書の様式は、それぞれ第五号様式及び第六号様式によるものとする。 (国外における事務)
第七十条 日本の領事官は、法第八条に規定する事務を行つたときは、遅滞なく、外務大臣を通じて、国土交通大臣に関係書類を送付しなければならない。 (手数料)
第七十一条 法第十条の国土交通省令で定める額は、別表第七に定める額(情報通信技術を活用

3 法第八条第三項(国際総トン数又は純トン数の変更に係る書換えを除く)、第五項及び第六項(これらの規定を第八項において準用する場合を含む。)に規定する国土交通大臣の権限は、当該船舶の管轄区域内に存するときは、当該所在地を管轄する運輸支局等の長が行う。
二 第一条中運輸省組織規程第三十五条の改正規定、第二条中海運局支局等組織規程の題名の改正規定、「第一章 海運局支局」を削る改正規定、同令第二章の改正規定、同令別表第一の改正規定(同表九州海運局福岡支局の項に係る部分を除く)、同令別表第二の改正規定(「第二条の一関係」を「第二条の二、第三の三関係」に改める部分及び同表九州海運局福岡支局の項に係る部分を除く)、同令別表第三の改正規定(「同横須賀同」を「同三崎同」に改める部分に限る)、同令別
1 略
二 (施行期日) 八号 抄
第一條 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他行為(以下「処分等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。
附 則 (昭和五九年六月二二日運輸省令第一四号)
第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
附 則 (昭和五九年五月一七日運輸省令第一四号)
第一条 この省令は、昭和五十九年五月二十日から施行する。

## 附 則 抄

1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。
2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。
3 当する収入印紙を第七号様式による手数料納付書に貼つて納付しなければならない。
4 外国において日本の領事官に対し国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付、書換え又は再交付を申請しようとする際の手数料は、前二項の規定にかかわらず、手数料納付書に外国貨幣換算率(予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)第一百四十四条の規定に基づき財務大臣が定める外国貨幣換算率をいう。)により換算した邦貨額が別表第八に定める額に相当する額の当該領事館所在国の通貨を添えて納付しなければならない。この場合において、当該領事館所在国の通貨の最低単位に満たない端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。
5 二重底の撤去その他の船体の内部構造に変更を生ずる修繕であつて、当該修繕に伴い法附則第四条の規定による改正後の船舶法及びこれに基づく命令の規定により上甲板下全部の改測又は測度(これらに相当する処分を含む。)を受けることを要するもの
6 上甲板の下面において船首材の前面から船尾材の後面までの長さ、船体の最広部においてフレームの外面から外面までの幅又は当該長さの中央においてキールの上面から船側における上甲板の下面までの深さの変更を生ずる修繕
7 二重底の撤去その他の船体の内部構造に変更を生ずる修繕であつて、当該修繕に伴い法附則第四条の規定による改正後の船舶法及びこれに基づく命令の規定により上甲板下全部の改測又は測度(これらに相当する処分を含む。)を受けることを要するもの
8 上甲板上にある船櫓又は甲板室の新設又は撤去を伴う修繕
9 (施行期日) 八号 抄
第一條 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

表第四及び別表第五の改正規定並びに附則第

四条 昭和五十八年一月一日
附 則 (昭和五九年三月一九日運輸省令第四号)
第一条 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。
2 船舶積量測度規程(大正三年遞信省令第十六号。次項において「旧測度規程」という。)及び簡易船舶積量測度規程(昭和七年遞信省令第十二号。次項において「旧簡易規程」という。)は、廃止する。
3 外国において日本の領事官に対し国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付、書換え又は再交付を申請しようとする際の手数料は、前二項の規定にかかわらず、手数料納付書に貼つて納付しなければならない。
4 法附則第三条第一項の国土交通省令で定める修繕は、総トン数に変更を生ずる修繕であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。
5 二重底の撤去その他の船体の内部構造に変更を生ずる修繕であつて、当該修繕に伴い法附則第四条の規定による改正後の船舶法及びこれに基づく命令の規定により上甲板下全部の改測又は測度(これらに相当する処分を含む。)を受けることを要するもの
6 上甲板の下面において船首材の前面から船尾材の後面までの長さ、船体の最広部においてフレームの外面から外面までの幅又は当該長さの中央においてキールの上面から船側における上甲板の下面までの深さの変更を生ずる修繕
7 二重底の撤去その他の船体の内部構造に変更を生ずる修繕であつて、当該修繕に伴い法附則第四条の規定による改正後の船舶法及びこれに基づく命令の規定により上甲板下全部の改測又は測度(これらに相当する処分を含む。)を受けることを要するもの
8 上甲板上にある船櫓又は甲板室の新設又は撤去を伴う修繕
9 (施行期日) 八号 抄
第一條 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

表第四及び別表第五の改正規定並びに附則第

四条 昭和五十八年一月一日
附 則 (昭和五九年三月一九日運輸省令第四号)
第一条 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。
2 船舶積量測度規程(大正三年遞信省令第十六号。次項において「旧測度規程」という。)及び簡易船舶積量測度規程(昭和七年遞信省令第十二号。次項において「旧簡易規程」という。)は、廃止する。
3 外国において日本の領事官に対し国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付、書換え又は再交付を申請しようとする際の手数料は、前二項の規定にかかわらず、手数料納付書に貼つて納付しなければならない。
4 法附則第三条第一項の国土交通省令で定める修繕は、総トン数に変更を生ずる修繕であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。
5 二重底の撤去その他の船体の内部構造に変更を生ずる修繕であつて、当該修繕に伴い法附則第四条の規定による改正後の船舶法及びこれに基づく命令の規定により上甲板下全部の改測又は測度(これらに相当する処分を含む。)を受けることを要するもの
6 上甲板の下面において船首材の前面から船尾材の後面までの長さ、船体の最広部においてフレームの外面から外面までの幅又は当該長さの中央においてキールの上面から船側における上甲板の下面までの深さの変更を生ずる修繕
7 二重底の撤去その他の船体の内部構造に変更を生ずる修繕であつて、当該修繕に伴い法附則第四条の規定による改正後の船舶法及びこれに基づく命令の規定により上甲板下全部の改測又は測度(これらに相当する処分を含む。)を受けることを要するもの
8 上甲板上にある船櫓又は甲板室の新設又は撤去を伴う修繕
9 (施行期日) 八号 抄
第一條 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

幌陸運局長	仙台陸運局長	新潟陸運局長	東京陸運局長	名古屋陸運局長	大阪陸運局長	高島陸運局長	福岡陸運局長
北海道運輸局長	東北運輸局長	新潟運輸局長	関東運輸局長	中部運輸局長	近畿運輸局長	中国運輸局長	九州運輸局長
新潟運輸局長	新潟運輸局長	東京運輸局長	東北運輸局長	中部運輸局長	近畿運輸局長	中国運輸局長	九州運輸局長
北海道運輸局長	北海道運輸局長	北海道運輸局長	北海道運輸局長	北海道運輸局長	北海道運輸局長	北海道運輸局長	北海道運輸局長
（施行期日）抄 七号	（施行期日）抄 二号	（施行期日） （経過措置） 二号	（施行期日） （この省令の施行前にした申請に係る手数料に 関しては、なお従前の例による。） 二号	（施行期日） （この省令の施行前にした申請に係る手数料に 関しては、なお従前の例による。） 二号	（施行期日） （この省令は、平成元年七月二〇日運輸省令第 二四号） （この省令は、公布の日から施行する。） 二号	（施行期日） （この省令は、平成三年三月二二日運輸省令第 一九号） （この省令は、平成三年四月一日から施行す る。） （経過措置） 二号	（施行期日） （この省令の施行前にした申請に係る手数料に 関しては、なお従前の例による。） 二号

（施行期日）  
1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。  
（経過措置）  
2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に  
関しては、なお従前の例による。  
附 則（平成六年三月三〇日運輸省令第二二号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）  
1 この省令は、平成九年四月一日から施行す  
る。  
（経過措置）  
2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に  
関しては、なお従前の例による。  
附 則（平成九年一二月一五日運輸省令第八三号）  
この省令は、平成十年一月一日から施行す  
る。  
附 則（平成一二年三月二二日運輸省令第九号）  
（施行期日）  
1 この省令は、平成十二年四月一日から施行す  
る。  
（経過措置）  
2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に  
関しては、なお従前の例による。  
附 則（平成一二年一一月二九日運輸省令第三九号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施  
行する。  
附 則（平成一四年三月一二日国土交通省令第二〇号）  
この省令は、平成十四年四月一日から施行す  
る。  
附 則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施  
行する。  
（経過措置）  
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令に  
よる改正前の様式又は書式による申請書、証明  
書の様式を以て申請するものとし、この省令に  
規定する申請書の様式を以て申請するものとす  
る。

書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

**第一条** この省令は、平成十六年三月一日から施行する。  
**附 則** (平成十六年三月三日国土交通省令第三四号)  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成十七年三月二八日国土交通省令第一九号)  
(施行期日)  
1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。  
(経過措置)

**第二条** この省令の施行前に建造され、又は建造に着手された船舶（船舶のトン数の測度に関する法律附則第三条第一項の規定の適用があるものを除く。以下「現存船」という。）については、この省令の規定による改正後の船舶のトン数の測度に関する法律施行規則第十条第一項、第十九条第一項、第二十四条、第二十八条、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十四条第二項、第四十三条及び第四十五条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の日以後に次の各号に該当する修繕が行われた現存船については、船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条に規定する測度若しくは同法第九条に規定する改測、小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）第六条第二項若しくは第九条第二項に規定する測度又は小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和二十八年政令第二百五十九号）第一条第一項若しくは第三項に規定する測度を受ける日以後は、この限りでない。

一 上甲板の下面において船首材の前面から船尾材の後面までの長さ、船体の最広部におい

二 上甲板にある船櫓又は甲板室の新設又は撤去を伴う修繕

附 則 (平成一八年三月三一日国土交通省令第三〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成二〇年一〇月二九日国土交通省令第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二十四年一二月一一日国土交通省令第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、海上運送法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年十二月十一日)から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則 (令和二年一二月一三日国土交通省令第九八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行す

## 2 (経過措置)

取り繕つて使用することができる。

**令第五一號**  
この省令は、海上運送法等の一部を改正する  
法律附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日  
(令和五年七月一日)から施行する。

（施行期日） 令第二六号 抄

**第一条** この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第十一條、第十二條、第五十七條関係）

4	2	4	2 / 3	2	1	2	2 / 1	数 係	基
p 0 0 .	p 0 0 .	p 0 0 .	p 0 0 .	p 5 0 .	p 0 0 .	p 5 0 .	0	距 離	ル 未 満 メ リ ト ル
L .	L .	L .	L .	L .	L .	L .			十 メ リ ト ル
p 5	p 4	p 3	p 2	p 1	p 1	p 0			十 メ リ ト ル
2	1	2	4 / 3	1	2 / 1	1	4 / 1	数 係	以 上 メ リ ト ル
0 0 .	0 0 .	0 0 .	0 0 .	5 0 .	0 0 .	5 0 .	0	距 離	十 メ リ ト ル
L .	L .	L .	L .	L .	L .	L .			十 メ リ ト ル
p 2	p 2	p 1	p 1	p 0	p 0	p 0			十 メ リ ト ル
p 5	p 0	p 5	p 0	p 7	p 5	p 2			十 メ リ ト ル
								び 係 数	長 垂 線 間 及

第十一条、第十二条、第五十七条閏

別表第二（第十三条関係）

別表第六（第三十六条関係）

上 未 満		未 満	5 0 ト ン 未 満	5 0 ト ン 未 満	分 総 ト ン 数 の 区	手 数 料 の 種 別	別表 第 7 (第 7 1 条 関 係)
0 0 2 4 円 0 ,	0 8 7 3 円 0 ,	0 6 1 3 円 0 ,	船 舶 甲			交 付	
0 6 9 1 円 0 , 2	円 0 , 9 0 4 8	円 0 , 6 0 3 9	船 舶 乙				
円 0 , 4 0 0 2	円 0 , 3 0 8 7	円 0 , 3 0 6 1	船 舶 甲				
0 6 9 1 円 0 , 2	円 0 , 9 0 4 8	円 0 , 6 0 3 9	船 舶 乙				
0 3 9 2	円 0 0 3 7 2	船 舶 甲	書 換 え				
0 8 8 6	円 0 0 7 1 5	船 舶 乙					
	円 0 0 1 0 2						
	円 0 0 1 , 0 2	更 変 の 外 以 更 变 の 数 ント 純 は 又 数 ント 總 国 付 交 再					

1. 甲船舶とは、第61条第2項の規定が適用される船舶をいう。

2. 乙船舶とは、甲船舶以外の船舶をいう。

3. 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の容積の変更による国際総トン数又は純トン数の変更に係る書換えは、船体内全部の容積の変更による国際総トン数又は純トン数の変更に係る書換えとみなし、この表に定める手数料を徴収する。

4. 基準喫水線又は旅客定員の数の変更による純トン数の変更に係る書換えは、船体付加部、付加物又は上部構造物の容積の変更による純トン数の変更に係る書換えとみなし、この表に定める手数料を徴収する。

5. 海上運送法第38条の2の確認を受けた者は、交付の申請をする場合における手数料の額は、21,000円とする。

備考	0 1 ト 0 ト 7 ト 0 ン 0 ン 0 ン 0 未 満 , 以 上 0 以 上 0 0 0 0 0 0 1 0	ト 7 ン 0 未 満 , 以 上 0 未 満 0 未 満 0 上 0 0 0 ト 7 0	ト 5 未 , ン 0 以 上 0 滿 0 0 0 上 0 0 0 ト 5 0	ト 3 未 , ン 0 以 上 0 滿 0 0 0 上 0 0 0 ト 3 0	ト 2 未 , ン 0 以 上 0 滿 0 0 0 上 0 0 0 ト 2 0	ト 0 未 , ン 0 以 上 0 滿 0 0 0 上 0 0 0 ト 0 0
	0 5 5 8 円 0 , 6	0 6 2 7 円 0 , 3	0 5 5 6 円 0 , 3	0 5 4 5 円 0 , 2	0 4 5 4 円 0 , 5	0 9 5 4 円 0 , 0
	0 7 1 8 1 円 0 , 8	0 6 2 7 1 円 0 , 1	0 3 1 5 1 円 0 , 5	0 1 7 3 1 円 0 , 5	0 9 5 2 1 円 0 , 4	0 4 5 4 円 0 , 0
	0 5 5 8 円 0 , 6	0 6 2 7 円 0 , 3	0 5 5 6 円 0 , 3	0 5 4 5 円 0 , 2	0 4 5 4 円 0 , 5	0 9 5 4 円 0 , 0
	0 7 1 8 1 円 0 , 8	0 6 2 7 1 円 0 , 1	0 3 1 5 1 円 0 , 5	0 1 7 3 1 円 0 , 5	0 9 5 2 1 円 0 , 4	0 4 5 4 円 0 , 0
		円 0 0 2 7 9 ,				
		円 0 0 7 7 , 9 1				

別表第7の2 (第7-1条関係)									
手数料の種別									
分 総 ト ン 数 の 区									
0上5 ト0 ン1 未満 0以	ン上3 未0 満5 0以	ン上1 未0 満3 0以	未満5 0ト 0ン 0ト 以上	50 トン 未満	50 トン 未満	50 トン 未満	50 トン 未満	50 トン 未満	50 トン 未満
0146 円0, 0442 円0, 円0, 014 099	0994 円0, 0731 円0, 円0, 071	0714 円0, 0391 円0, 円0, 057	0573 円0, 009,9 円0, 028	0313 円0, 009,6 円0, 019	0313 円0, 009,6 円0, 019	0313 円0, 009,6 円0, 019	0313 円0, 009,6 円0, 019	0313 円0, 009,6 円0, 019	0313 円0, 009,6 円0, 019
0442 002 0633 0429	0731 円0, 007, 円00192	0391 円0, 028	009,9 円0, 028	009,72	009,72	009,72	009,72	009,72	009,72
				円00991	更変の外以更変の数ント純は又数ント総	更変の外以更変の数ント純は又数ント総	更変の外以更変の数ント純は又数ント総	更変の外以更変の数ント純は又数ント総	更変の外以更変の数ント純は又数ント総
				円00991	国際付	国際付	国際付	国際付	国際付

ト ン 未 満 上 0 0 5	3 0 0 0 0 0 0	0 ト 2 未 満 0 上 0 0 0 ト 3	2 ン 0 ,未 0 0 0 0 ト 0	2 ン 0 ,未 0 0 0 0 ト 2	1 ン 0 ,未 0 0 0 0 ト 0	1 ン 0 ,未 0 0 0 0 ト 0	8 ン 0 以 0 上 0 0 0 未 ト								
0 5 ,	2	0 0 円 0 ,	2 4 5 ,	0 円 0 ,	1 6 7 ,	3 0 円 0 ,	8 円 0 ,	9 円 0 ,	4 円 0 ,	2 円 0 ,	9 円 0 ,	5 円 0 ,	4 円 0 ,	2 円 0 ,	1 円 0 ,
3 3 1 ,	5	0 7 円 0 ,	2 2 4 ,	0 円 0 ,	2 9 9 ,	2 9 9 ,	5 円 0 ,	8 円 0 ,	4 円 0 ,	5 円 0 ,	7 円 0 ,	6 円 0 ,	4 円 0 ,	6 円 0 ,	1 円 0 ,
0 5 ,	2	0 0 円 0 ,	2 4 5 ,	0 円 0 ,	1 6 7 ,	3 0 円 0 ,	8 円 0 ,	9 円 0 ,	4 円 0 ,	2 円 0 ,	9 円 0 ,	5 円 0 ,	4 円 0 ,	2 円 0 ,	1 円 0 ,
3 3 1 ,	5	0 7 円 0 ,	2 2 1 ,	0 円 0 ,	9 2 9 ,	2 9 9 ,	4 円 0 ,	8 円 0 ,	5 円 0 ,	7 円 0 ,	4 円 0 ,	6 円 0 ,	1 円 0 ,	4 円 0 ,	0 円 0 ,

手 数 料 の 種 別	交 付	備 考	1. 甲船舶とは、第61条第2項の規定が適用される船舶をいう。	
			ト ン 未 満	ト ン 未 満
の 部 船 舶 変 更 容 内 積 全 金	手 数 料 の 種 別	3. 2. 乙船舶とは、甲船舶以外の船舶をいう。 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体全部の容積の変更による国際総トン数又は純トン数の変更に係る書換えは、船舶内全部の容積の変更による国際総トン数又は純トン数の変更に係る書換えとみなし、この表に定めた手数料を徴収する。	ト ン 未 満	ト ン 未 満
又 付 加 船 は 加 部 体 上 物 は 又 数 シ ント 総 国 付 交 再	手 数 料 の 種 別	4. 基準喫水線又は旅客定員の数の変更による純トン数の変更に係る書換えは、船体付加部、附加物又は上部構造物の容積の変更による純トン数の変更に係る書換えとみなし、この表に定めた手数料を徴収する。 5. 海上運送法第38条の2の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、20,900円とする。	ト ン 未 満	ト ン 未 満

ン2 以 上0 0 3 , ト 3 , ト		満0 0 以 上0 未 満 ン2 0 未 ト 未 ト		ン上5 0 ト ン1 0 未 満 5 0 未 ト 0 ト 0 ン 0 以 ト 以		ン上3 0 未 0 満 5 0 未 0 ト 0 ン 0 ン ト 以		ン上1 0 未 0 満 3 0 未 0 ト 0 ン 0 ン ト 以		未 5 1 0 ト 0 ン 0 ン ト 以		5 0 ト ン 未 満		分 総 ト ン 数 の 区	
4 , 2	0 円 3 0	3 2 1 0 0 3	円 0 0 8 6 3	円 0 0 5 5 3	円 0 0 4 4 8	円 0 0 9 9 9	円 0 0 3 3 9	円 0 0 8 8 8	円 0 0 1 1 1	円 0 0 0 0 0	円 0 0 2 2 2	円 0 0 5 5 5	舶 甲 船		
0 , 6	0 円 7 0	7 4 3 1 9	0 円 3 0 1 0 2	3 5 2 3 7 1	0 円 7 0 6 6	7 6 1 6 2	0 円 0 0 8 8	7 6 1 2 2	0 円 0 0 8 8	0 円 0 0 8 8	0 円 0 0 8 8	0 円 0 0 8 8	舶 乙 船		
4 , 2	0 円 3 0	3 2 1 0 0 2	円 0 0 8 6 3	円 0 0 5 5 3	円 0 0 4 4 8	円 0 0 9 9 9	円 0 0 3 3 9	円 0 0 8 8 8	円 0 0 1 1 1	円 0 0 0 0 0	円 0 0 2 2 2	円 0 0 5 5 5	舶 甲 船		
0 , 6	0 円 7 0	7 4 3 1 9	0 円 3 0 1 0 2	3 5 2 3 7 1	0 円 7 0 6 6	7 6 1 6 2	0 円 0 0 8 8	7 6 1 2 2	0 円 0 0 8 8	0 円 0 0 8 8	0 円 0 0 8 8	0 円 0 0 8 8	舶 乙 船		
9 , 7			円 0 0 9 2 4		円 0 0 9 6 3			円 0 0 4 4 3		円 0 0 0 6 6		円 0 0 2 5 2	舶 船 甲	更 積 物 部 の 構 変 容 造	
9 , 1			円 0 0 2 9 1 1		円 0 0 2 8 8			円 0 0 0 6 6		円 0 0 0 6 6		円 0 0 2 5 2	舶 船 乙		
														更 変 の 外 以 更 変 の 数 ント 純	

0	1	0	0	0	7	0
ト	ン	以	上	0	ト	ン
0	0	0	0	0	0	未
0	0	0	0	0	0	滿
0	0	0	0	1	0	
0	6	8	1	1	9	
円	0	,	2	,	5	
0	3	6	4	2	2	
円	0	,	4	,	2	
0	6	8	1	1	9	
円	0	,	2	,	5	
0	3	6	4	2	2	
円	0	,	4	,	2	
						円 0
						円 0

第1号様式（第59条関係）

参考 1. 動名に付、余りが多めはすこと。

第2号様式（第62条関係）

(日本企画規格 A 列 4 番)

第3号様式（第64条関係）

(日本企划视觉 A4 14 页)

第4号様式（第65条関係）

(日本産業規格 A4 判 4 番)

## 第5号様式（第69条関係）の表

第5号様式（第69条関係）の裏

## 第6号様式（第69条関係）の表

第6号様式（第69条関係）の裏

第7号様式(第71条関係)：(財)日本税理士会の会員登録、会員登録料、会員登録料の支拂い、会員登録料の支拂いの届出書

手取料納付書	
金_____円	
税理士名	
税理士登録番号	
手取料の種別	
上記金額の手取料を納めます。	
税 理 士 登 録 番 号	入 紙
年 月 日	
位 所	
氏名又は名称	
地方連絡事務所長	長
支拂い者名	長
支拂い者登録番号	長
地方連絡事務所長の氏名	長
地方連絡事務所長の登録番号	長
会員登録料納付書	長
会員登録料納付書	長
会員登録料納付書	長

(日本連絡事務所A門口番)